

大和市告示第182号

大和市児童扶養手当受給者への臨時特別給付金給付事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年12月21日

大和市長 大 木 哲

大和市児童扶養手当受給者への臨時特別給付金給付事業実施要綱の一部を改正する要綱
大和市児童扶養手当受給者への臨時特別給付金給付事業実施要綱（令和2年大和市告示第108号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「令和2年5月31日」を「令和2年10月31日」に改める。

第3条第1項第1号中「令和2年3月分、4月分又は5月分」を「令和2年7月分、8月分、9月分又は10月分」に、「同年11月30日」を「同年12月31日」に改める。

第4条中「20,000円」を「50,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正前の大和市児童扶養手当受給者への臨時特別給付金給付事業実施要綱第3条第1項に規定する支給対象者（同条第2項の規定により支給対象者とみなされた者を含む。）に対する同要綱第2条第3号に掲げる給付金については、なお従前の例による。